

# 令和7年度 富士川町地域防災計画の改訂概要

## I はじめに

### 1 計画改訂の目的

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、富士川町防災会議が作成する計画です。

前回、令和5年に改訂を行いました。令和6年に発生した能登半島地震や令和6年9月能登半島豪雨など、相次ぐ大規模災害を受け、関連法や山梨県地域防災計画の改定と整合できるよう、また、令和5年に公表された「山梨県地震被害想定調査結果報告書」を反映した計画の見直し、新庁舎完成に伴う体制の反映等が必要であることから、今回計画改訂を行うものです。

### 2 計画の体系

---

本計画は、以下の4編からなります。

総 則 編…計画の目的や性格など、全体像を示すものです。

一般災害編…発生の予測が困難な地震を除く風水害や原子力災害対策等の災害について、予防、応急対策、復旧復興の基本的な方針を示すものです。

地 震 編…地震災害に対する予防、応急対策、復旧復興の基本的な方針を示すものです。南海トラフ地震に関する施策を含みます。なお、一般災害編と共通の事項は一般災害編を準用することとしています。

資 料 編…災害対策に関連する関連機関や条例規則、協定など、各種データ・資料を整理しています。